

A large, modern university building with a prominent glass facade and a covered walkway in the foreground. The building is multi-storied with a mix of brick and glass. In the foreground, there is a paved walkway and a grassy area with several large, cylindrical concrete pillars. The sky is clear and blue.

# ベトナム関連教育支援基金のご案内 ~Bông Sen~

# 基金設立の趣旨

(大学HPより引用)

## ベトナム関連教育支援基金

東京外国語大学では、ベトナム語の教育研究及び社会貢献の発展に資することを目的として、「ベトナム関連教育支援基金」を設置しています。

皆様のご理解と温かいご支援をいただければと願っております。

対象とする事業は、

- ・ベトナム語やベトナム地域研究を学習・研究している本学学生への教育助成
- ・ベトナムからの本学留学生への教育助成
- ・ベトナムにルーツをもつ本学学生への教育助成
- ・本学多言語多文化共生センターのベトナム関連事業への支援

### <基金の愛称>

ベトナムを代表する花、Bông Sen（蓮）のように、基金が大きく花開いて欲しい、という願いを込めています。

# 基金使途案

初年度は、在学生の活動をメインに使途を検討中です。

## ① 在日ベトナム人向けボランティアへの支援 (10万円程度)

- ベトナム人向け日本語学習ボランティアや、ベトナムにルーツを持つ子供への学習支援などを検討。
- ボランティアに参加する学生の通信費、教材費等を支援。

## ② ショートビジット(Short Visit)への支援 (1万円/人 x 15名程度)\*

- 例年、夏休みを利用し、ベトナムへ2週間程度滞在するプログラムを実施。
- コロナ禍でアルバイト等が制限される学生も多く、渡航費・滞在費を支援。

\*本年の実施可否は学内にて検討中。

## ③ 語劇への支援 (5万円程度)

- ベトナムの言語・文化・歴史を日本へ紹介する貴重な機会であり、充実した語劇上映に向けた支援。

## ④ 在学生・卒業生を対象としたベトナム関連講座の開催 (金額応相談)

- 基金の年次総会の機会を利用し、ベトナムに関連する講演会を開催。

2年目以降は、上記に加え、以下の活動へ基金の使途を拡大していくことを検討。

## ◆ 交換留学プログラムにより来日するベトナム人学生への奨学金

- 対象は、ハノイ国家大学人文社会科学大学、ハノイ国家大学外国語大学、ホーチミン国家大学人文社会科学大学。毎年、各大学で定員2名。

# 寄付の方法

詳細はこちらから👉

<http://tufts-fund.jp/>

## ① 基金サイトのWeb申込フォームからのクレジットカード決済でご寄附の場合

✓ 使途として『ベトナム関連教育支援基金』を選択ください。

ご寄附の方法

- Webフォームからのご寄附**  
クレジットカード決済、コンビニ決済によりご寄附いただけます。  
[詳細はこちら](#)
- 払込票によるご寄附 (払込票を請求する)**  
東京外国語大学基金専用の払込票をお送りします。銀行・ゆうちょ銀行の各窓口からお振込みいただけます。  
[詳細はこちら](#)
- 銀行・ゆうちょ銀行の窓口・ATMから直接のご寄附**  
振込取扱金融機関等の詳細は下記ボタンリンク先よりご確認下さい。  
[詳細はこちら](#)
- 現金のご寄附**  
本学会計課授業料等納入窓口（本部管理棟3階）にて現金でもお受けいたします。  
[詳細はこちら](#)

寄付情報

※ 入力必須項目

寄付種別	東京外国語大学 建学150周年基金
寄付使途	ベトナム関連教育支援基金
お支払い方法	
寄付金額	<input type="text"/> 円

## ② 銀行・ゆうちょ銀行の窓口・ATMから直接のご寄附の場合

- ✓ 以下の金融機関の口座へお振込み頂けます。
- ✓ お振込完了後に「寄附金領収書」等の発行のために寄付者情報を基金事務局までお知らせください。(詳細はHP参照)
- ✓ その際、使途として『ベトナム関連教育支援基金』をご指定下さい。

### 振込取扱金融機関

- ▶ 三菱UFJ銀行（府中支店（普）口座番号：0480901）
- ▶ みずほ銀行（府中支店（普）口座番号：1451606）
- ▶ 三井住友銀行（府中支店（普）口座番号：7717919）
- ▶ ゆうちょ銀行（府中紅葉丘 00170-9-664651）

### 口座名義

- ▶ 「東京外国語大学 建学150周年基金」（各金融機関共通）

# 寄付の方法

詳細はこちらから👉

<http://tufts-fund.jp/>

## ③ 払込票によるご寄附の場合

✓振込票をご請求の上、コメント欄に『ベトナム関連教育支援基金』と記載下さい。

The screenshot shows a webpage titled "ご寄附の方法" (How to Donate). It lists four methods: 1. Webフォームからのご寄附 (Credit card/convenience store), 2. 払込票によるご寄附 (払込票を請求する) (highlighted with a red dashed box), 3. 銀行・ゆうちょ銀行の窓口・ATMから直接のご寄附, and 4. 現金のご寄附. Each method has a "詳細はこちら" (Details here) button.

### <<注意①>>

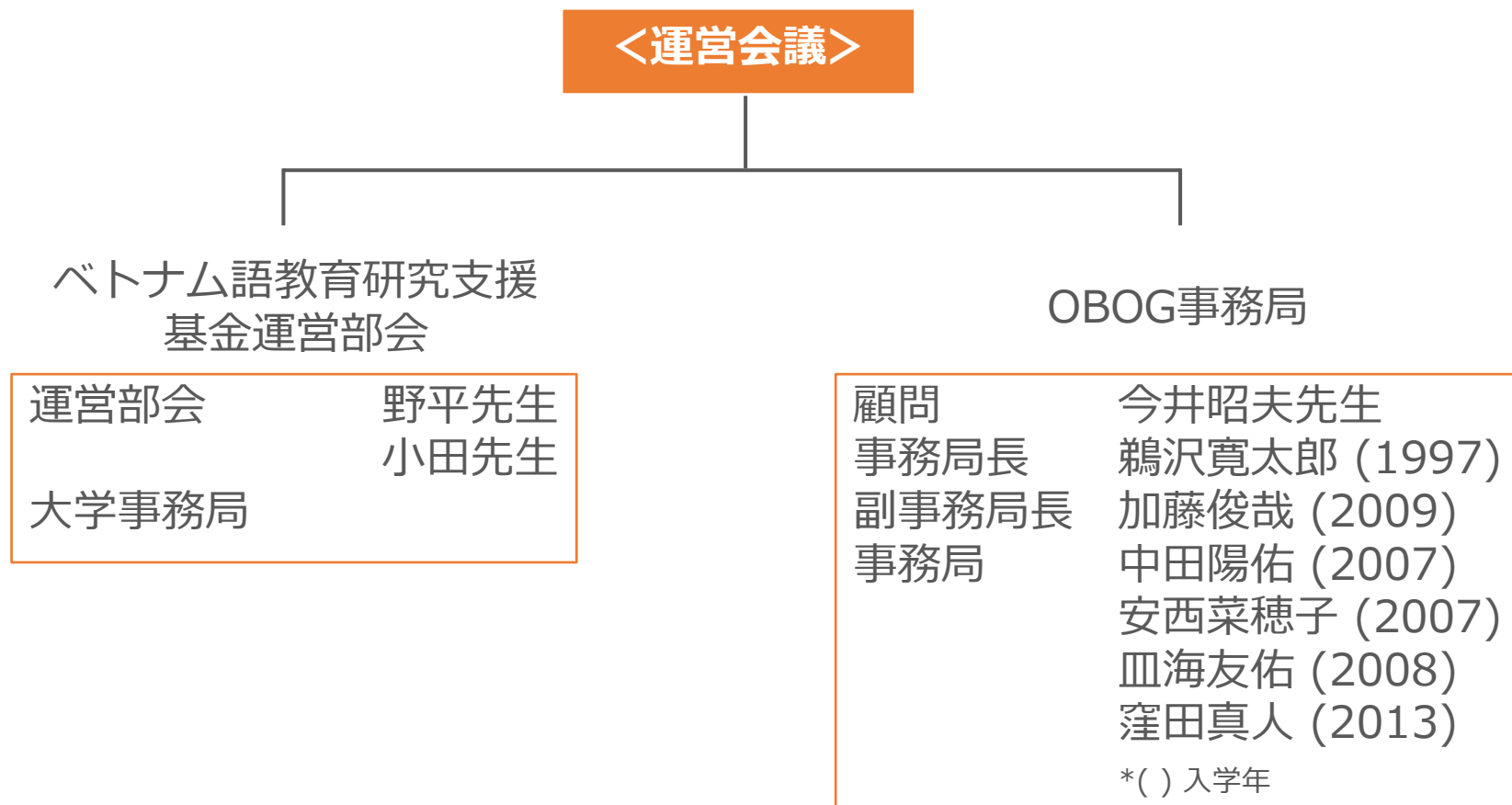
いずれの寄附方法を選択された場合でも、必ず「ベトナム関連教育支援基金」と記載ください。記載がない場合、大学全体への寄附とみなされます。

### <<注意②>>

昨年の「今井先生退官パーティー」で使用した銀行口座およびクレジットカード決済は使用できません。

# 基金の運営体制

- ご寄附頂いた資金については、大学側の基金運営部会にて厳格に管理。
- 運営部会・OBOG事務局・今井先生で運営会議を開催し、予決算の策定、用途検討、基金運営状況のご報告等について検討。
- 初年度の運営会議は4～5月を予定しています。



# 基金の未来

本基金は、ベトナムの教育研究へ資することを目的とし、卒業生の皆様にご賛同をお願いしておりますが、それに加えて、**ベト科OBOG・在学生が集える「場」**としての役割も果たしていきたいと考えています。

大学を卒業すると、ベトナムと関わる機会も限られ、ベト科OBOGの繋がりも希薄になってしまいます。

ベト科という外大の中でも稀に見る**タテ・ヨコの繋がりを卒業後も維持し、発展**させていくことは、**ベトナムと日本を繋ぐ架け橋**を築いていくことにもなると確信しています。

基金では、年に一度の**「活動報告および年次総会」(\*)**を計画しています。幅広い世代のベト科OBOG・在学生が交流できる場として、**基金の活動報告に加え、ベトナム関連講座や懇親会**なども企画して参ります。

ぜひ、基金の充実に向け、皆様から忌憚のないご意見を頂きますよう、お願い致します。

※新型コロナウイルスの状況を考慮し、実開催 or オンライン開催のいずれかを検討致します。

【問い合わせ先】基金に関する問い合わせは以下までお願い致します。

加藤俊哉（2009年入学）

TEL : 080-2237-2738

Email : toshiya.kato111@gmail.com

# (参考) 国立大学法人東京外国語大学ベトナム関連教育支援基金取扱要項

## (趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学基金規程第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学ベトナム関連教育支援基金(以下「基金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 この基金は、東京外国語大学(以下「本学」という。)におけるベトナム語の教育研究及び社会貢献の発展に資することを目的とする。

## (事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ベトナム語やベトナム地域研究を学習・研究している本学学生への教育研究助成
- (2) ベトナムからの本学留学生への教育研究助成
- (3) ベトナムにルーツをもつ本学学生への教育研究助成
- (4) 本学多言語多文化共生センターのベトナム関連事業への支援

## (運営)

第4条 基金の運営については、本学基金委員会の下にベトナム関連教育支援基金運営部会(以下「部会」という。)を設置し、部会が案を策定し、基金委員会が承認するものとする。

2 部会の取り扱いについては、別に定める。

## (組入れ)

第5条 基金への寄附のうち、10%を国立大学法人東京外国語大学基金規程(以下「大学基金規程」という。)第6条に規定する用途を特定しない寄附金として、一般基金に組入れるものとする。ただし、令和6年2月29日までに受け入れる寄附については実施しない。

## (事業期間)

第6条 事業期間は令和13年3月31日までとし、継続について基金委員会で審議し、継続の場合、10年度ごとに事業継続について審議するものとする。

2 事業終了後、残額が生じた場合は大学基金規程第6条に規定する用途を特定しない寄附金として、一般基金へ組入れるものとする。

## (雑則)

第7条 その他本基金に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要項は、令和4年3月1日から施行する。